

北海道議會時報

第 11 卷 第 3 号

昭 和 34 年 3 月



北海道議會事務局

一 第 3 号 目 次 一

議会の動き

常任委員会……………一

特別委員会……………六

総合開発調査特別委員会

会合

全国都道府県議会議長会……………七

雑録

地方行政疑義問答集……………八

議長の職務権限について

- (1) 代 表 権
- (2) 議事整理権
- (3) 裁 決 権
- (4) 秩序保持権
- (5) 議会事務統理権
- (6) その他の権限

大臣、次官一覧表……………一八

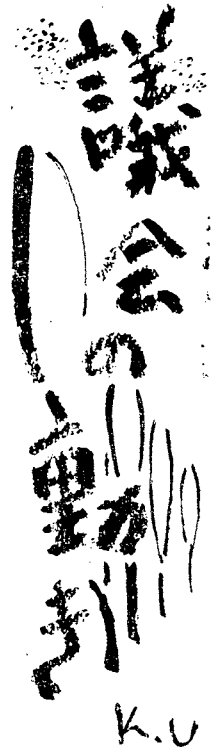
正副議長、常任委員長一覧表……………一九

政党主要幹部一覧表……………二〇

二月のメモ

表紙写真

軌 道 客 土



常任委員会

総務委員会

○二月六日 午前十一時三十七分、第三委員室において開議、午後二時

八分散会、委員長 森川清(社)

請願、陳情の審査

請願

第三四二号 在留中国人及び朝鮮人の身分保証等に関する件 (保留)

第五三八号 浦幌町直別部落一円を音別村に編入の件 (保留)

第五四二号 日韓抑留者の相互釈放に関する件 (保留)

第五四三号 沖縄の自治権回復と民主主義擁護に関する件 (採択)

第五八一号 千島齒舞諸島居住者連盟に対し道費補助の件 (保留)

第六三〇号 北海道議会議員選挙区改正の件 (不採択)

第六七二号 幌加内村町制施行の件 (保留)

第六七三号 在日朝鮮人の帰国促進要望の件 (採択)

陳情

第九〇一号 東利尻村に町制施行の件 (保留)

第九〇四号 忠類村自立の件 (保留)

第一、〇三二号 納内村単独存置の件 (保留)

第一、〇六三号 石炭手当及び寒冷地手当増額支給要望の件 (採択)

第一、〇九三号 軽油引取税免税の件 (採択)

陳情第六百十八号 (中札内村を帯広市に合併の件) は取下げてもらうことに決定。

一般議事

① 林委員(自民)より、公務員の政治活動に関連して先に行なわれた小平村長選挙のとき留萌支庁拓殖課のオートバイを第三者が長期間借用して選挙運動をしたとする問題についてどのような措置をしたか、また俱知安町長及び三和町長選挙の際支庁職員が選挙運動をしたことについて事実かどうか、これについてどのような措置をとろうとするのか等について質疑、総務部次長より答弁。

② 大久保委員(自民)より、石炭手当増額に関する中央折衝の経過について報告の後、更に引続き中央折衝することについて諮り、異議なくそのことに決定、森川委員長(社)及び大久保(自民)泉谷(自民)各委員を派遣することに決した。

農務委員会

○二月十日 午前十一時三十分、第三委員室において開議、午後三時四十七分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

請願、陳情の審査

請願

第一六六号 後志水稻試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件（採 択）

第四一九号 北空知地区に道立北空知水稻試験所設置の件（不採 択）

第四二二号 北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件（不採 択）

第六〇一号 後志管内傾斜地営農確立対策の件（採 択）

第六〇二号 後志管内家畜保健衛生所の増設並びに充実の件（保 留）

第六一一号 岩宇園芸試験地の施設整備の件（保 留）

第六一二号 後志管内畜産振興対策の件（採 択）

第六一三号 後志管内農業改良普及所運営費の増額並びに普及員増員の件（保 留）

第六一四号 後志管内農畜産物の消流安定対策促進の件（採 択）

第六一五号 後志管内果樹園芸振興対策の件（保 留）

第六四九号 速歩馬の抽せん馬制実施の件（保 留）

第六五〇号 赤クロパー採種圃に対し道費補助交付の件（採 択）

なお、請願第三百六十五号（北海道稻作協会協同農業研究所を

特殊稻作研究所に指定の件）については議会不要の扱とすることに決定。

一般議事

① 農務部長より、寒地農業確立特別立法の提案状況、ビート振興に対する農林省の方針及び道内てん菜生産の支庁別年次計画並びに生産振興に対する基本方針等、試験機関の整備問題等について説明を聴取の後、舟木委員（社）より、ビート振興に関し土地改良等を行なつた場合における生産の上昇度合これに関連して資本投下に伴う原価上昇に対する補助問題等について質疑、農務部長より答弁、ついで委員長及び蒔田委員（自民）より、寒地農業資金の融資条件緩和問題について種々質疑、意見、要望があり、農務部長、農政課次長、農政課企画係長より答弁の後、本件については充分調査検討の上中央に要望を行なうこととした。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 亜麻作振興のため亜麻除草剤散布小型噴霧器購入及び混播用赤クロパー種子購入費並びにバラ乾燥法による被覆材料購入費等に対し助成措置配意方

根釧地方農事組合代表

(2) 種雄馬購入に対し道費補助予算措置方

北海道馬事協会会長

○二月十一日 午前十一時二十八分、第三委員室において開議、午後二時四十五分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

請願、陳情の審査

請願

第六四九号 速歩馬の抽せん馬制実施の件（保 留）

第六五七号 不受胎牛受人農家に対する保証対策の件（採 択）

第六七〇号 輸入ジャージー種牛の事故補償の件 (採 択)
第六七五号 千歳市にビート工場設置の件 (保 留)

陳 情

第 六四五号 濃霧地帯農業試験場設置の件 (採 択)
第 六六一号 空知園芸試験地設置の件 (保 留)
第 九二三号 道農試渡島支場傾斜地利用による果樹園増設の件 (三十件併合) (採 択)

第一、〇〇一号 旭川市に道立園芸試験場設置の件 (保 留)
第一、〇三一号 滝川市に蔬菜園芸試験場設置の件 (保 留)
第一、〇四〇号 網走管内甜菜原料集荷区域再配分の件 (保 留)

第一、一四三号 自家発電並びに共同受電施設の更新費に対し道費助成の件 (保 留)

第一、一四五号 農業改良普及事業促進の件 (採 択)
第一、一五一号 家畜共済掛金国庫負担割合改善の件 (採 択)

第一、一五五号 中標津町字計根別地区農村電気導入の件 (採 択)

第一、一五八号 養鶏振興対策の件 (採 択)

一 般 議 事

寒地農業関係二法案の成立促進及び寒地農業資金の融資条件緩和等について中央折衝を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び期間は次のとおり。

第一班 坂下副委員長 (社) 及び桶谷委員 (自民)

(二月十二日より十八日まで一週間)

第二班 委員長及び児玉委員 (自民)

(二月十五日より二十一日まで一週間)

農地開拓委員会

〇二月三日 午前十一時四十二分、第三委員室において不振土地改良区

振興対策小委員会を開議、午後一時二分散会、小委員長

宮北三七郎 (社)

① 小委員長より、全地区 (石狩花畔、長万部町栄原、森町森、苫小牧市樽前、白老町白老、三和町三和) の振興対策試案について説明を求め、農地開拓部長及び土地改良課主任技師より説明を聴取、ついで小委員長及び朝日 (協ク) 増田 (社) 岩田 (自民) 各委員より、追加工事の資金問題にからみ対公庫折衝と負債整理の問題、弱小改良区の場合の農協による代行の問題等について種々意見があつた後、小委員長より提示の「土地改良事業不振地区 (六地区) の振興について (案)」を検討、各委員より意見があつた後一部を修正、これを本件に対する当小委員会の結論として本委員会に報告することについて諮り、異議なくそのことに決定。

「土地改良事業不振地区 (六地区) の振興について

土地改良事業不振地区 (六地区) について、振興のためとるべき対策として、農家経営の改善と追加工事及び債務償還に関して道は次の如く処理すべきであると考えられる。

一、農林漁業資金の債務については、事業区域における投融資効果を充分勘案して、道はすみやかに金融機関と折衝し、各地元農家の負担能力を勘案した償還方法の実現に努力すること。

二、不振地区振興に必要とされる追加工事及び家畜の導入等要望がある場合は、優先採択につとめ、且つ、事業効果と償還能力を検討の上、道と関係町村等が協力の上農家負担を軽減するよう取計らうべきである。

三、地元農家の再建に対する自興意を向上させるため、道は町村及び関係機関を指導し、すみやかに地区の実態に即した振興計画を樹立すること。

関係農家の経営改善計画の樹立とその達成に必要な資金の導入について、道は関係部課一体となつて努力すること。

四、今後土地改良不振地区を絶対に発生させないため、新規事業は基礎調査を綿密にし、事業の経済効果とともに事業後の経営計画と農家の負担能力を検討の上着工すること。

この際地元の農業団体、関係機関と充分に協議を行い且つ、農業経営の学識経験者の意見を徴すること。」

② 小委員長及び朝日委員より、追加事業及び負債整理の件については早急に公庫と折衝の上具体化されるよう進めてほしいと要望があった後、本日をもつて本小委員会を閉会することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○二月十七日 午前十一時三十四分、第三委員室において開議、午後二

時五十九分散会、委員長 笠井幸衛（社）

一般議事

① 宮北委員（社）より、不振土地改良区振興対策小委員会における調査の経過及び結果について報告の後、津川委員（社）より、道が金融機関に対して折衝している点、各地元の協力状況等について質疑があり、宮北委員より応答、農地開拓部長より答弁、ついで堀田副委員長（自民）より、振興対策の趣旨がよく下部にしん透するよう配意方について、宮北委員より、適当の機会に委員会においても中金に折衝方について、それぞれ要望があつた後、本件については小委員会の報告のとおり決定することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 委員長より、昭和三十四年度農地開拓部関係道費予算について説

明を求め、農地開拓部長より説明を聴取、ついで増田委員（社）より、農畜村総合経営実態調査の方法について質疑があり、農地開拓部長より答弁。

③ 委員長より、寒地農業確立に関する立法化問題のその後の動向について質疑、農地開拓部長より答弁の後、津川委員（社）より、農家負債整理問題の見通しに関連して自創資金の中で処理することになつた場合の配分枠、農業金庫設置問題の見通し等について、朝日委員（協ク）より、負債整理問題については今後とも強力に運動をする必要があることについてそれぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁の後、委員長より、本問題については今後とも総合開発調査特別委員会と連けいをとりつつ運動を進めていきたい旨を述べた。

④ 農地開拓部長より、静内町における自衛隊の高射砲射撃演習問題に関し地元の動向、道の方針、射撃場の取得及び使用計画等について説明を聴取、ついで増田委員（社）より、演習場に予定されている土地の状況について、津川委員（社）より、水産委員会と打合せを進めるべきであるが同委員会の見解及び動きについて、それぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部長、農地課長より答弁の後、水産委員会と連けいをとつていくこととし、同委員会の今後の動きをみたと上再度協議を行うこととした。

⑤ 農地開拓部長より、開拓農協の経緯、現況及び発展方向と対策案等について説明を聴取の後、委員長より、良い案であるので関連との話を速かにされたいことについて、朝日委員（協ク）より、組合のあり方には色々なケースがあるのでその点充分配意されたいことについて、増田委員（社）より、組合運営についてはある程度まで自主的に考えてもらうことが必要であり、最終的には自立できるものに仕上げていくことが必要である、運用については万全を期せられたいこと等について、堀田副委員長（自民）より、趣旨の下部

しん透に充分努め万全なる運用ができるよう配慮されたいことについて、それぞれ意見及び要望があり、農地開拓部長、開拓経営課長より答弁。

⑥ 藤枝委員（自民）より、斜里における客土については新年度より単価が値上げされるとのことであるので委員長より土木の方へ話合を進めてほしいと要望があつた。

水産委員会

○二月十三日 午後一時五十七分、第三委員室において開議、午後五時

三十分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

① 岡田委員（社）より、昭和三十四年度国費予算の獲得、日・ソ漁業委員会委員等の任命、水産業改良助長法の制定、漁業協同組合整備特別措置法の制定等に関する中央折衝の経過について報告、ついで沖野副委員長（自民）より、オホーツク海域におけるサケ、マス漁業の操業に関する中央折衝の経過について報告があつた後、サケ、マス漁業の操業問題については別途協議を行うこととし、予算獲得等その他の問題については異議なくこれを了承。

② 静内町における自衛隊高射砲大隊の射撃演習の件を問題とし、水産部長及び漁業調整課長並びに農地開拓部長（所管部長）より、今日までの経過、演習計画、漁業に対する影響等について説明を聴取して、午後二時三十七分一旦休憩、午後二時五十二分再開の後、川村委員（社）より、演習場使用指定反対の請願、陳情があつたのは一昨年末のことであるが当時本会議及び委員会において防衛庁の計画につ

いて質疑した際具体的な答弁をしなかつた理由、他府県における高射砲演習場の有無、三石町議会の議決変更に伴い先に出した陳情書は取下げられたかどうか、音響破片が及ぼす影響に対する北大及び道水試の調査研究状況、補償総額及び配分、常駐は演習期間のみか一年間か、またこれが地方経済に及ぼす影響について、また、これに関連して井野委員（社）より、演習の日取りについては話合によつて決めるのとことであるが海況は常に変るものであること、補償金額、補償の予算は演習日についてのみ計上してあるのか、三石町の議決変更は演習が実施されることになつた場合補償がもらえないのではないかとの危惧によるものでないか、補償方法について法的研究を行っているか、共同漁業権の中と公海上における場合の補償等について質疑及び意見があり、水産部長、農地開拓部長より答弁、ついで再び川村及び井野委員より、補償の金額と配分及び諸法規との関係、常駐期間、町に与える経済的影響、射撃時期と日取り変更の話合等の問題について質疑、意見及び調査方要望があり、水産部長、農地開拓部長より答弁、次に沖野副委員長（自民）より、音響等の漁業に及ぼす影響に対する水試の調査実施の有無、三十年より三十二年までにおける五種目の魚の漁獲高、共同漁業権の保有状況、静内沖合における自由操業について他地区からの入会船にまで補償が認められるか、漁船、漁具、船主、乗組員に対する補償問題、高射砲の音響度及び弾の炸裂状況並びに魚族に与える影響等について質疑、農地開拓部長、水産部長より答弁の後、答弁に関連して井野委員より、他町村からの入会船に対する補償の点について質疑があり、午後三時四十八分一旦休憩（休憩中、申入れのあつた北部総監部幕僚長からの説明をきくかどうかについて諮り、一応きくことに決定したが都合によりこれを取止めた）、午後四時十分再開、水産部長より、休憩前の井野委員の質疑に対する答弁を聴取の後、川村委員より、現地調査を行うまでに補償に関する資料の提出方を要望

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○二月二十三日

午後一時二十分、第一委員室において開議、午後二時五分散会、委員長 岩本政一（自民）

委員長より、去る二月十一、十二の両日開催された北海道開発審議会に出席の経過について報告書によつて報告、ついで企画本部長より、開発審議会小委員会の開催日取り及び提出資料の作成について説明を聴取、秋山委員（協ク）より、北海道開発審議会調査事項の四のうち集約造林に關連し戦後農地を目的として強制買収されたものがそのままに放置されている問題をどのように考えているかについて質疑、企画本部長より答弁、次に開発審議会において取り上げられた調査事項に対処する態度及び各常任委員会との調整等について協議の後、第一回目の小委員会の開催には、正副委員長及び各会派より一名ずつ委員を派遣することとし、人選については正副委員長一任と決定。なお各常任委員長会議を二十五日に持つて連絡をとることとした。

（關連して井野委員より、申請の様式、算定方法等に関する資料の提出方を要望）、ついで麻里委員（自民）より、補償金の配分は組合の配分にまかせるか指導するかについて、沖野副委員長より、漁船、漁具等の損害補償調査のための費用弁償について、それぞれ質疑があり、水産部長より答弁の後、午後四時三十分一旦休憩（休憩中、静内町の現地調査及び西カム開放の件についての上京折衝について協議）、午後四時五十分再開の後、静内町の現地調査は二十三日札幌七時発にて全員参加することについて諮り、異議なくそのことに決定、西カム開放の件については岡田（社）川瀬（協ク）松平（自民）各委員を派遣することとし、十九日東京事務所集合とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 沖野副委員長より、海藻類の胞子の付着問題に対する調査結果、底曳違反船の取締り問題、香深漁業協同組合の育成問題、ほつけ漁業の操業開始時期の問題、大女子の漁業許可期間及び従たる根拠地の問題等について、麻里委員より、すけそう入会問題に対する道の方針、沿岸漁家経済振興促進助成条例の運営進捗状況（關連して、沖野副委員長より、運営方法について意見があり）、等について、川瀬委員より、水難事故の多発傾向に關連して道の対策方針について、それぞれ質疑及び意見があり、水産部長より答弁。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

北海道かつお、まぐろ漁業対策推進の件

北海道水産会会長



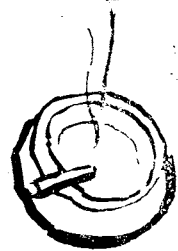
全国都道府県議会議長会

○二月三日 東京都議会第三委員会室において参与会を開催、標準「都道府県議会傍聴規則」の制定について、標準会議規則及び委員会条例に対する問題点について及び議会事務局職員バツチの全国統一について研究協議した。

○二月十二日 東京都議会第五委員会室において常任幹事会を開催、議員退職金制度について協議した。



雑録



KU

地方行政疑義問答集

議長の職務権限について

(1) 代表権

意見書提出の発議権 (法九九)

(昭和二五、七、二〇 北海道総務部長宛 自行発第一三九号 行政課長回答の内)

問 第九十九条第二項の意見書提出の発議権は議会に専属し、その発案者は当然議会の代表者である議長と認めるか。

答 意見書原案の発案権は議員にあると解される。なお、議会の議決に基づきそれを外部に提出する場合は、議会の代表者である議長名を用いることとなるのはいうまでもない。

公聴会開催の公表者 (法一〇九、二二七)

(昭和二三、一、二四 岡山県総務部長宛 自行発第二三三号 行政課長回答)

問 地方自治法第九十九条及び第二百七条による公聴会の公表は委員長が行うべきか、または議長か。

答 公聴会に関する事項については委員会条例で規定すべきものと解されるから、当該条例の定め方によるが、一般的には議長とすることが適当である。

府県会の訴訟と議長 (法一〇四)

府県会が訴訟当事者たる場合ニ於テハ府県会議長の裁判所ニ出頭スルハ妨ケナシ。

一般選挙直後の議会の代表者 (法一〇四)

(昭和二六、六、一 札幌市議会事務局局長宛 自行発第一四八号 行政課長回答)

問 一般選挙の後、新議員による最初の市議会が招集されて、正副議長が決定されるまでの間、議会を代表するものは誰か。年長議員があつてよいか。

答 前段、一般に議会を代表するものはない。
後段右により承知されたい。

議会の応訴 (法九六、一〇四)

(昭和二八、一一、二六 愛媛県議会事務局局長宛 自行発第三二五号 行政課長回答)

問 第七十六條第五項(現行法で第七項)の規定により知事が議会を被告として出訴した場合、これに対し議会が応訴するには、議会の議決を要するか。あ

るいは議決によらず議長が第百四条の代表権に基づき応訴できるか。

答 議会は当然に被告となり、議長は議会を代表して応訴しうるものではあるが、応訴の方針に関する議会の機関意思は、議会の議決によつて決すべきものと解する。

(2) 議事整理権

議会の休憩と再開 (法一〇四)

(昭和二六、八、六 地自行発第二二二号)
大阪府議会議務局長宛 行政課長回答)

問 五月二十八日午後六時四十八分に議長は十分間の休憩を宣告して、会議は休憩にはいつた。そして、再開の時刻は各派との交渉その他のため同日午後九時三十七分となつた。

右に対し、一部議員から「十分間の休憩」という議長の宣告にかかわらず十分を過ぎて再開された事後の会議は違法であるとの意見が出ているが、事務局は違法でないとの見解をとつている。

答 時間を定めて休憩を宣した場合において更に休憩時間を延長する必要を生じたときは、その時刻に一旦会議を開いた上改めて休憩を宣するようにするのが適当であることはいふまでもないが、右の措置を講じなかつた事実のみをもつてその日の会議が当然に閉じられたものと解すべきではない。

議事日程の追加及び会期の延長 (法一〇二)

(昭和二三、八、七 自発第六一七号)
福岡県議会議務局長宛 自治課長回答)

問 緊急動議(不信任案等の)が提案された場合これにより議事日程の追加をほ

かる必要があるか。

注 会議規則抜萃

議長は議事日程変更の動議が成立し又は議長において変更の必要があると認めるときは議会にはかり討論を用いなくてこれを變更することができる。お見込のとおり。

議長の懲罰動議と会議の開閉 (法一〇二)

(昭和二四、一二、一 自行発第三六号)
秋田県総務部長宛 自治課長回答)

問一 議長の懲罰動議が成立したが、議長はこれを採択する意思が見えなかつたので、議員が仮議長によつて議事進行をはかるため年長議員が臨時議長になることを発言した瞬間に議長は閉会を宣告した。この議長の閉会宣告は違法かどうか。

二 議長及び議員に対する懲罰動議が成立したのに議長はこれを採択しないで閉会することができるか。

答一 適法でない。

二 会議規則第五十条第二項により処置しなければならない。なお、議長は議長長の懲罰動議が成立すれば、当然除名されるのである。

閉会後の会議 (法一〇二)

(明治四四、九、二二)

議長カ閉会宣言後残留議員ニ於テ為シタル会議ハ市会の行為と認ムルヲ得ス。

発言取消の動議 (法一一〇)

(昭和二七、一〇、八 自行行発第八九号)
福岡県総務部長宛 行政課長回答

問一 議員の発言(たとえば不穩当のような言辞)に対して他の議員から取消の

動議が出された場合、議長は議事整理権により取消の必要なしと判断して取り上げないことができるか。

二 動議であるから成立して取消の議決がされた場合、議長は法的にこれに拘束されるか。

答一 設問の趣旨が明らかでないが会議規則の定めるところにより、動議が成立したとしても、議長はこれに拘束されるものではない。

二 一により承知されたい。

閉会に異議があるのに閉会を宣告して議長が退席した場合 (法一一四)

(昭和七年第一一四号 同年一二、二四宣告)

村会議長ノ閉会宣告ニ議員中異議ヲ唱フル者アルトキハ該閉会ノ宣告ハ効力ヲ失ヒ議長ハ議事ヲ継続スヘキモノナルニ拘ラス其ノ席ヲ去リ退場シタルトキハ町村制第四十五条(地方自治法は第一〇六条第一項)ニ所謂(議長故障アルトキ)議長ニ事故アルトキニ該当スルモノトス

異議の意思を有すると明らかに認められる場合の閉会の可否

(法一一四)

(大正八年第二八号 同年七、二四宣告)

議長ノ閉会宣告ニ対シ議員中異議ノ意思ヲ有スル者アリト認ムヘキ情勢明ナルニ拘ラス議長ハ異議ノ意思アル議員ヲシテ異議を申立ツルノ機会ヲ有セシメスシテ退場シ副議長モ亦退場シタル場合ニ於テ議場ニ居残リタル定員半数以上ノ議員

ニ於テ仮議長ヲ選舉シ其ノ仮議事ヲ継続シタルトキハ〔府県制第五十七条第三項〕(地方自治法は本条第二項)ニ所謂異議アリタルモノニシテ議長ノ閉会ノ宣告ハ効力ヲ失ヒタルモノトス

会議規則の閉会時刻においても閉会に異議のある場合 (法一一四)

(昭和七、三、三〇)

〔府県制第五十七条第三項〕ノ規定ハ苟モ議員ノ請求ニ依リ會議ヲ開キタルトキニハ議員中異議アルトキハ必ス會議ノ議決ニ依ルニ非サレハ其ノ日ノ會議ヲ閉ツルコトヲ得サル絶対的規定ニシテ他ニ何等除外的規定ノ設ケナキヲ以テ會議規則ニ規定セラレタル閉会時刻ニ閉会セントスルモ議員中異議アルトキハ即チ本条〔本項後段〕ノ規定ニ該当シ會議ノ議決ナケレハ閉会シ得サルモノトス

議員の請求によつて會議を開いた場合、議長は秩序維持を

理由にその日の會議を閉じうるか (法一一四)

(昭和二三、一、三
鹿児島県知事宛 内事局長回答)

問 第百十四条第二項の場合に第百二十九条第二項の規定を適用できると思うかどうか。

答 お見込のとおりと解するが、この場合は會議の統行について意見の対立があるものであるから、必要によつては第百二十九条第一項の規定を適用し、その他議長の職権をもつて極力議場の秩序保持に努め、第百十四条第二項の適用を図るべきであつて、あらゆる努力にもかかわらず、なお、議場が騒然として到底整理の見込なしと認められる場合に限つて同項の規定を適用すべきであり、いやくも濫用の疑なきよう厳に戒むべきである。

異議があるのかかわらず散会した場合の措置 (法一一四)

(大正一五、九、九)

議員中異議アルニ不拘会議ノ議決ニ依ラス其ノ日ノ会議ヲ閉ツル旨を宣シ議長退場シタル場合議長ノ職務ヲ代理スヘキ者ナキトキハ仮議長ヲ選舉シ其ノ日ノ会議ヲ続行スルモ差支ナシ

時刻を限定した開議請求 (法一一四)

(昭和二四、九、六 自連行発第一六号)
(県市会事務局長宛 行政課長回答)

問 第百十四条第一項の開議請求に当つて開議時刻を限定して請求した場合、議長はこの開議時刻に拘束されるか。

答 必ずしも拘束されないが、開議のために要する時間以上に長時間にわたつて開会しないときは、第百十四条第一項後段の適用がある。

議長がなお会議を開かないときの意味 (法一一四)

(昭和二二、一〇、六
広島県総務部長宛 行政課長回答)

第百十四条第一項中「議長がなお会議を開かないときは」とあるのは、議会の開会後においてその日の会議を開かないときを意味し、議会の開会を含まない。

(3) 裁 決 権

議長の裁決権 (法一一六)

(昭和二四、七、二二 地自兵第一二二号)
(兵庫県総務部長宛 行政課長回答)

「北海道議会時報」第十卷第十号に掲載

(過半数議決の場合、議長は裁決権を有するだけで議員としての表決権を有しない。)

無効投票があつた場合の議長の裁決権 (法一一六)

(昭和三一、一〇、五 自丁行発第一六五号)
(新潟県総務部長宛 行政課長回答)

「北海道議会時報」第十卷第十号に掲載

(助役選任の同意を求める議案について、出席議員(議長を除く)三十四名中同意を了とするもの十四、否とするもの十四、白票四、無効二(単に○を記載したもの)となつた。白票の取扱いについてこれを無効とすることに異議なく決定の後、行つた議長の裁決権行使は正しいものであり議決は有効である。)

白票の取扱い (法一一六)

(昭和二五、五、一二 自行発第六二二号)
(広島県議会事務局長宛 行政課長回答)

「北海道議会時報」第十卷第十号に掲載

(議員定数の半数(定足数三十人)での会議において、投票により採決を行つた結果、可十四票、否十四票、白票二という場合可否同数として議長が裁決すべ

きである。)

議会の議決が可否同数の場合の裁決権 (法一一六)

(昭和二五、八、二四 自行政第一八一号)
宮城県議会議事務局長宛 行政課長回答)

「北海道議会時報」第十卷第十号に掲載

(可否同数とは可否いずれも半数であることを必要とするのであるが、白票又は棄権があつた場合には可否いずれとも表明しないものが出席議員中に含まれるのであるから、可否同数が出席議員の可否各半数に限るという解釈にはなり得ない。また、議長は、議員として議決に加わる権利は有しないのであるから、議長の裁決権を一票と解することができない。)

白票は「否」と決めた場合の議長裁決 (法一一六)

(昭和三一、一、六 自行政第一八九号)
新潟県総務部長宛 行政課長回答)

「北海道議会時報」第十卷第十号に掲載

(採決を行うに当つて「白票は反対(否)」として取扱います」と宣告して投票採決した結果、出席議員三十四名(議長を除く。)のところ賛成十七票、反対十六票、白票一票となつたので、先の宣告に基づき白票の一票を反対(否)として取扱可否同数による議長裁決は適法である。)

常任委員の選任と議長の表決権 (法一〇九)

(昭和二七、五、一六 高知県議会議長宛 行政課長電信回答)

「北海道議会時報」第十卷第十二号に掲載

(法第九九条第二項により常任委員を選任する場合、議長は、常任委員選任の議決については、表決権を有しない。)

(4) 秩序保持権

発言禁止又は退場処分をなしうる場合 (法一二九)

会議中(市制町村制)若クハ会議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ル議員アルモ議長ニ於テ直チニ當日ノ会議ヲ終ルマテ其ノ議員ノ発言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシムルコトヲ得ス其ノ発言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシムルコトヲ得ルハ議長ニ於テ制シ若ハ発言ヲ取消サシメントスルモ尙ホ其ノ命ニ從ハサル場合ニ限ルモノトス

冗長の発言を制止する会議規則 (法一二九)

冗長ノ発言を制止スルノ権ヲ議長ニ附与スルハ会議規則ニ規定スルコトヲ得ヘク尙其ノ制止ニ從ハス暴行ニ涉ルトキハ議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルコトヲ得ルモノトス

発言を禁止された議員と採決権の行使 (法一二九)

本条ニ依リ議長ヨリ発言ヲ禁止セラレタル議員ト雖裁決ノ際起立ヲ為シ又ハ投票ヲ行フハ妨ケナシ

法第二百二十九条第二項による閉会宣告に対し議員から異議を唱えた場合 (法一二九)

本条第二項ニ依リ議長ノ閉会宣告ニ對シテハ議員中仮ヒ異議ヲ唱フル者アルモ會議ノ議決ヲ以テスルコトヲ要セサルモノトス
議場騒擾ニシテ整理シ難キ事實ナキニ拘ラス議長ニ依テ本条第二項ヲ援用シ閉会ノ宣告ヲ為シタル場合ハ格別トス

法第二百二十九条第二項の「議場が騒然として」の認定と議員の異議 (法一二九)

(昭和二八、八、一四 自行行発第二五二号)
岐阜県総務部長宛 行政課長 回答)

問一 第二百二十九条第二項の「議場が騒然として」との規定は、議長の自由裁量による主観的認定ではなく、客観的にみて社会通念上だれもが認めうる状況下になければならないと思うが、具体的限界はどの程度か。

二 第二百二十九条第二項の規定により議会の閉会を宣告すべき場合は、同条第一項の処置をとることがその前提要件となるか。

三 第二百二十九条第二項の「議場が騒然として整理することが困難である」との客観的な事実を明瞭に認定することの困難な状況下において、しかも議員中に議会の閉会につき明らかに異議があるにもかかわらず、議長が第二百二十九条第二項を適用して議会を閉会した場合、その閉会は無効と解すべきか又は違法にとどまるか。

答一 具体的な場合に当つては、社会通念により判定するの外はないものと存する。

二 一般的にはお見みのとおり。

三 議長の認定が明らかに事実をまげた恣意的なものである限り無効と解するが、しからざる限り、第一次的には議長にその旨の認定権があるのであるから、その認定についての瑕疵は、違法性の有無にとどまるものと解する。

公務員の職務上の処置を不法であると信じた場合と公務執行妨害罪の成立 (法一二九)

(刑事昭和七、三、二四)

市会議長が議員ノ提案シタル適法ナル議事日程変更ノ動議ヲ不適法ナリト誤解シ之ヲ採用セス既定ノ日程ニ基キ議事ヲ進行スルニ当リ動議提出者カ議長ノ措置ヲ不法ナリト思考シタル場合ト雖之ヲ妨害スル為議長ニ対シテ暴行ヲ為シタルトキハ公務執行妨害罪ヲ構成ス

閉会宣言に異議のある場合における公務執行妨害罪の成立

(法一二九)

(刑事昭和九、七、七)

町会ノ議長カ会議ヲ閉ツル旨宣言シタルトキ議員中異議アル場合ニ於テ議長ニ対シ暴行ヲ加フルトキハ公務執行妨害罪ヲ構成ス

議長の要求があつたときの警察官の職務権限 (法一三〇)

議長ノ要求ヲ受ケタル警察官ハ必ス其ノ要求ニ応セサルヘカラサルモノニアラス警察官ニ於テ議長ノ要求不当ナリト認ムルトキハ之ニ応セサルコトヲ得ルモノトス

傍聴人の喧騒と警察官吏 (法一三〇)

府県会開会中傍聴人喧騒ヲ極メ会議ノ妨害ヲ為スコトアルモ議長ノ請求アルニアラサレハ警察官吏ハ自ラ進ンテ傍聴人ヲ退場セシムル能ハサルモノトス

逃走中の議員に対する出席要求 (法一三七)

(昭和二七、一二、一九 自行行発第一六六号)
神奈川県総務部長宛 行政課長 回答)

問 当市議会の議員Nは衆議院議員の選挙に関し選挙違反の容疑を受けて目下司直の追求を受けているものであるが、本年十月初旬以来所在不明で以来市議会にも出席しない。この場合において

一 市議会に「N議員に躊躇することなくすみやかに議会に出頭して選挙違反事件に関する事実の経緯を陳述し弁明をなすべきことを求める」旨の議決をし、その出頭及び弁明を要求する法律上の権限があるか。

二 議員が右の議案を提出し、議会の会議においてN議員の選挙違反について

論議することは、第三百三十二条の「他人の私生活にわたる言論」をすることに該当するか。

三 N議員の所在不明のため第三百三十七条の規定による議長の招状をN議員の自宅に送致したところ、N議員の妻から本人の所在不明の旨の連絡があつたまま、いまだN代議員の出席を見ていない。

この場合同条の「なお故なくして出席しない」ものに該当するか。

答一 法律上の権限はない。

二 一により承知されたい。

三 一般的には「ゆえなくして出席しない」とものと解せざるを得ない。

議員に対する懲罰 (法一三七)

(昭和二九、五、一一 自丁行発第六九号)
大分県総務部長宛 行政課長 回答

問 議員が正当な理由がなくて会議になく欠席したため、議長が特に招状を発送してもなおゆえなく出席しないので、第三百三十七条の規定により、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科そうとする場合

一 会議規則に右のような場合お規定した条項がないので、会議規則に関係なく地方自治法に直接基いて議決すれば、その議決は有効であると考えるがどうか。

二 まず会議規則に新たに右のような場合の手續を規定した上でなければ、第三百三十七条の規定の適用はできないか。

三 もし会議規則に新たに二の規定を要するとすれば、その規定は施行期日以前の事実に対し拘束力を有するか。

答一 お見込のとおり。

二 及び三 一により承知されたい。

懲罰動議に関する議長の職権発議の可否 (法一三七)

(昭和三一、九、二八 自丁行発第八二号)
各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち

問 地方自治法の改正によつて議員の懲罰は、議員定数の八分の一以上の発議を要することとなつたが、これとは別に議長において懲罰案件を提案することを許されないか。

答 第三百三十七条の規定に該当する場合を除き、お見込のとおり。

盲目議員の附添人を議場に入れること (法一〇四)

(昭和二三、一〇、二〇 島根県知事宛 地方局長回答)

問 県議会議員中盲目の者があり、議会議事の要点筆記その他身のまわりの用をさせるため妻を附添人として議場に入場させることはさしつかえないか。

答一 開議中妻を議員としての職務を補佐させるため議場に入場させることは適當ではない。但し、議長が不具者等の議員を介護させるため適當と認める者を入場させることはさしつかえない。

二 盲人議員等が会議に連る場合には、議長は会議の運営については、その議員の職務の執行を容易ならしめるよう適宜の措置を講ぜられたい。

盲人議員に対する取扱ひ方 (法一〇四)

(昭和三〇、六、七 自丁行発第八三号)
大阪府市議会事務局会長宛 行政課長回答

問一 盲人議員に対しては、議案は点字にして配付しなければならないか。又は一般議員と同様に扱い、介護人に朗読させて議案をのみこますのがよいか。

二 介護人は、議会において許した場合には議場にはいることができると思うが、秘密会に出席したその介護人が秘密事項をもらしたときには、懲罰の対象とならないものと解するがどうか。

答一 いずれでもさしつかえない。

二 秘密会には介護人を入れるべきではない。但し、議会において必要やむをえないものとして介護人を入れることを認めた場合にも、議員本人が責任を負えないような者を介護人として入場させるべきではない。なお、介護人が秘密会の事項を明らかにしたことについて議員本人を懲罰に付する旨を会議規則に定めることはさしつかえないものと解する。

(5) 議会議務統理権

会議録の閲覧請求 (法一二三)

(昭和二九、一一、二五 自治行発第二〇三号)
(宮崎県総務部長宛 行政課長回答)

問一 議長は議会の機能を遂行するために必要な各般の事務の処理については「総理」の権限を有するのであるが、会議録の閲覧請求があつた場合、会議規則の定がないときは議長の裁量によつて処理するを適当と解することは、会議公開の原則との関連性にかかわらず、あくまで議長の専属的職務権限に基づく裁量行為と解してよい。

二 若し会議録の閲覧請求が議長の職務権限に基づく裁量行為であると解した場合において議員中から会議規則中に閲覧請求の規定を挿入する発案がなされ、その議決があつたとき(挿入可決)は、議長の権限を侵犯したものといえないか。また、侵犯したものといえない場合は、議決による会議規則への権限の委譲であるか。

答一 議長は会議公開の原則を考慮して裁量すべきである。

二 前段、議長の権限を侵犯したものとはいえない。後段、議長は会議規則に従つてその権限を行使することは当然である。

発言禁止と会議録の記載 (法一二三、一二九)

(昭和三〇、七、六 行政課決定)

問一 議長が第二百二十九条により発言を禁止した後なお発言を続けた場合、その部分についても事実行為として第二百二十三条第一項の会議録に記載すべきか。

二 右の場合記載すべきものとすれば、議決により記載しないことができるか。

答一 お見込のとおり。

二 できないものと解する。

議事録作成者 (法一二三)

(大正六年大審院判例)

議長及び二名以上ノ議員カ會議録ニ署名スルハ會議録ノ内容ノ直正を確保スルノ趣旨ニシテ會議録ノ作成ハ此ノ署名ヲ俟テ完了スルモノト認ムヘキモノナルカ故ニ議長及議員モ又會議録作成者トシテ職務ヲ有スルモノトス。

議長の署名が自署でない会議録の証拠力 (法一二三)

(昭和二、五、二六行政裁判所判例)

村会ノ會議録ニ於ケル議長ノ署名カ自署ニ非サルモ其ノ會議録ハ之レカ為ニ証拠力ヲ失フモノニ非ス。

會議録の偽造 (法一二三)

(大正一四、一二、一一 大審院判例)

町村会ノ會議録ニ於ケル議長ノ署名ハ議長自ラ氏名ヲ書セス他人ヲシテ代書セ

シメタルトキト雖書記之ニ虚偽の記載ヲ為シタル以上ハ刑法第百五十六条ノ公文書偽造罪ハ成立ス

議会議務局長の任免 (法一三八)

(昭和二五、九、一九 自行発第二二〇号)
(西条市議会議務局長宛 行政課長回答)

問 第百三十八条第五項によれば、事務局長、書記長及び書記は議長が選任する
とあるが、議会議務局設置条例中事務局長は議会の同意を得て議長がこれを任
免するという条項を導入することは、議会が議長の事務局職員選任権を侵すも
のとして第百三十八条第五項違反となるか。

答 お見込のとおりである。

町村議会の書記と任免権 (法一三八)

(昭和二七、三、一三 地自行発第八四号)
(兵庫県総務部長宛 行政課長回答)

問 第百三十八条の規定にかかわらず、町村の実情は、そのほとんどが助役その
他町村吏員が議会議記を兼務しており、その任免等の一切は町村長の権限に属
している。この現情は明らかに第百三十八条に違反していると考えるがどう
か。

答 所問の吏員が議会議記を兼務することはさしつかえないが、議会議記として
の兼務の任免は、任免権者である議長が行わなければならないものと解
する。なお、助役は第百六十六条第二項において準用する第百四十一条第二項
の規定により議会の書記と兼ねることはできない。

議会及び議長の規則制定権 (法一二〇)

(昭和二六、七、一一 地自行発第一七二号)
(佐賀県議会議務局長宛 行政課長回答)

問 議会又は議長は、第百二十条及び第百三十条第三項に規定されているものの
外、議会運営上必要な規則又は規程(規定事項が単に議会内部を対象とするも
のと、議会外にも及ぶものたとえば議会図書室の運営上図書の出入に関する規
定を設けるものとが考えられる。)の制定権はないか。ないとする理由。
答 規則という形式によって制定することができないが、その権限に属する事項
につき所要の規程を設けることはさしつかえない。

(6) その他の権限

委員会における議長の発言内容 (法一〇四)

(昭和二七、六、二一 地自行発第一八一号)
(山口市議会議務局長宛 行政課長回答)

問 第百五条は委員会において議長が発言できることを認めているが、この発言
というのは、議題に対する発言を認めたものでなく、委員会運営の課程におい
て議会全般からみて議長として発言の必要を認めたとき等に限られ、議案に対
し発言する場合は、一般議員と同様な取扱をしなければならないと解するがど
うか。

答 議長の発言事項に関しては、何ら制限がないので、単に議長として議事整理
権、議会議務総理権等の立場からのみでなく、議事の内容に立ち入って質疑
し、意見を陳述することもさしつかえない。但し、議決に加わることであり
ないことはもちろんであるから念のため。

会期中に出された副議長辞職願いの閉会中における
辞職許可の可否（法一〇八）

（昭和二三、一、二三 自丁行発第一〇号）
山形県総務部長宛 行政課長回答

問 議会の会期中最終日（たとえば十月十日）に副議長から辞職の期日を付した（たとえば十月三十一日をもつて辞職したい）辞職願いが提出された場合、議長が本会議にはからず又本会議に報告することなく閉会したときは議長は閉会中にこれを許可してさしつかえないか。

答 お見込のとおり。

議長及び副議長と常任委員の関係（法一〇九）

（昭和三一、九、二八 自丁行発第八二号）
各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち

問 議長及び副議長も常任委員とらなければならないか。

答 お見込のとおりであるが、議長については、一たん常任委員となつた後議会の同意を得て辞退することは特に必要がある場合においてはやむを得ないものと解する。



大臣・次官一覽表

(34. 1. 29現在)

大臣		臣(長官)		政務次官		事務次官	
内閣総理大臣	岸 信介	山口 二	木島 虎藏	(参)全国	馬場 義統		
法務大臣	愛知 揆一	宮城 一	竹内 俊吉	青森 二	山田 久就		
外務大臣	藤山 愛一郎	神奈川 一	佐野 中貞	(参)鹿兒島三	森 永貞一郎		
大蔵大臣	佐藤 榮作	山口 二	高見 三郎	(参)鹿兒島根	稲田 清助		
文部大臣	橋本 龍伍	岡山 二	池田 清志	静岡 一	田辺 繁雄		
厚生大臣	坂田 道太	熊本 二	高橋 繁	鹿兒島 二	塩見 友之助		
農林大臣	三浦 一雄	青森 一	石橋 一	(参)熊本一	塩見 友之助		
通商産業大臣	高橋 達之助	大阪 三	中島 秀俊	新島 二	上野 幸七		
運輸大臣	永野 護	(参)広島	中馬 辰猪	鹿兒島 二	栗沢 一男		
郵政大臣	寺尾 豊	(参)高知	広瀬 正雄	大分 一	小野 吉郎		
労働大臣	倉石 忠雄	長野 一	生田 宏一	徳島 一	中西 実		
建設大臣	遠藤 三郎	静岡 二	徳安 実藏	鳥取 一	柴田 達夫		
首都圏整備委員長							
自治庁長官	青木 正	埼玉 四	黒金 泰美	山形 一	小林 与三次		
国家公安委員長	伊藤 繁次郎	(参)千葉	辻 寛一	愛知 一	今井 久		
防衛庁長官							
行政管理庁長官	山口 喜久一郎	和歌山 一	浜野 清一	(参)東京五	岡田 進次郎		
北海道開発庁長官	高橋 達之助	大阪 三	石井 桂	(参)東京	池田 進次郎		
科学技術庁長官	世耕 弘一	和歌山 二	河本 敏夫	兵庫 四	篠原 登		
経済企画庁長官							
内閣官房長官	赤城 宗徳	茨城 三	総理府総務長官	松野 頼三	熊本 一		
内閣官房副長官	鈴木 俊一	広島 二	法制局長官	林 修三			

衆参両院正副議長・常任委員長一覧表

(34. 1. 29現在)

事務 総長	海外同胞引揚及び遺 家族援護に関する調 査特別委員長長 公職選挙法改正に關 する調査特別委員長 科学技術振興対策特 別委員長長 国土総合開発特別委 員長					議長 副議長 内閣委員 地方行政委員 法務委員 外務委員 大蔵委員 文教委員 社会労働委員 農林水産委員 商工委員 運輸委員 通信委員 建設委員 予算委員 決算委員 議院運営委員 懲罰委員	加藤 鏝五郎 正木 清 内海 安吉 鈴木 善幸 小島 徹三 桜内 義雄 早川 崇 白井 莊一 園田 直 松浦 周太郎 長谷川 四郎 塚原 俊郎 浅香 忠雄 堀川 恭平 橋本 渡 田中 彰治 江崎 真澄 山口 好一	無愛知一 無北海道一 無宮城二 自岩手一 自大阪五 自島根 自和歌山二 自千葉一 自熊本二 自北海道二 自群馬二 自茨城二 自大阪三 自兵庫四 自福岡三 自新潟四 自愛知三 自栃木二	松野 鶴平 平井 太郎 永岡 光治 館岡 哲二 古池 信三 杉原 太 加藤 正人 相馬 助治 久馬 一等 秋山 俊一郎 田畑 金一 大倉 精一 手島 榮 早川 慎一 木暮 武太郎 西川 甚五郎 高橋 進太郎 鈴木 万平	自熊本 自香川 自富山 自岐阜 自佐賀 自全木 自全
----------	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--

政党主要幹部一覽表

(三四、一、二八現在)

◎自由民主党

○総裁	岸 信介(山口二)	
○副総裁	大野 伴睦(岐阜一)	
○幹事長	福田 赳夫(群馬三)	
○副幹事長	荒船 清十郎(埼玉三)	中村 寅太(福岡一)
	橋本登 美三郎(茨城一)	宇都宮 徳馬(東京二)
	大倉 三郎(大阪四)	小山 長規(宮崎二)
	藤枝 泉介(群馬一)	森 清(千葉三)
	小沢 久太郎(参全国)	小林 武治(参静岡)
	小幡 治和(参福井)	
○総務会長	益谷 秀次(石川二)	
○副会長	中曾根 康弘(群馬三)	原 健三郎(兵庫二)
○政務調査会長	中村 梅吉(東京五)	
○副会長	渡辺 良夫(新潟二)	小川 半次(京都二)
	床次 徳二(鹿児島二)	笹山 茂太郎(秋田二)
	大平 正芳(香川一)	坊 秀男(和歌山一)
	重政 誠之(広島三)	鹿野 彦吉(山形一)
	伊能 芳雄(参群馬)	重政 康徳(参全国)
同部長	内閣 岡 崎英城(東京四)	外交 苫米地 英俊(参北海道)
	地方 額 弥三(岐阜二)	国防 増原 恵吉(参香川)
	行政 福 井 盛太(群馬二)	財政 足立 篤郎(静岡三)

◎日本社会党

○全国組織委員長	竹山 祐太郎(静岡三)	
○広報委員長	福田 篤泰(東京七)	
○党紀委員長	植竹 春彦(参栃木)	
○国会対策委員長	増田 甲子七(長野四)	
○副委員長	秋田 大助(徳島)	上林 山 栄吉(鹿児島一)
	久野 忠治(愛知二)	福永 一臣(熊本二)
	本名 武(北海道五)	古川 丈吉(大阪四)
	内田 常雄(山梨)	田中 龍夫(山口一)
	原田 憲(大阪三)	福家 俊一(香川一)
	秋山 俊一郎(参長崎)	江藤 智(参全国)
	武藤 常介(参茨城)	
○中央執行委員長	鈴木 茂三郎(東京三)	
○書記長	浅沼 稲次郎(東京一)	
○政策審議委員長	勝間田 清一(静岡二)	
○副会長	永井 勝次郎(北海道五)	八木 一男(奈良)
	今澄 勇(山口一)	小平 忠(北海道四)
	成瀬 幡治(参愛知)	戸叶 武(参栃木)

同部長

内閣 矢嶋 三義(参全国)
 法務 棚橋 小虎(参長野)
 大蔵 平岡 忠次郎(埼玉二)
 厚生 長谷川 保(静岡三)
 農林 芳賀 貢(北海道二)
 漁業 大倉 精一(参全国)
 運輸 田中 一(参全国)
 建設 密(東京五)
 河野 密(東京五)
 地方 中井 徳次郎(三重一)
 行政 森島 守人(神奈川三)
 外務 榎井 奎夫(新潟一)
 文教 藤田 藤太郎(参京都)
 労働 田中 武夫(兵庫三)
 商工 森本 靖(高知)
 通信 山田 長司(栃木二)
 決算

○国会対策委員長

荒木 正三郎(参全国)
 春日 一幸(愛知一)
 中村 正雄(参全国)
 柳田 秀一(京都二)

○會計

○統制委員長

伊藤 卯四郎(福岡二)
 猪俣 浩三(新潟四)

◎緑風会

○議員総会議長

石黒 忠篤(全国)

○総務委員会座長

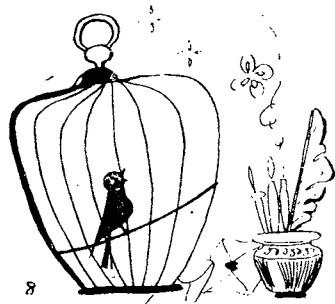
村上 義一(滋賀)

○政務調査会長

後藤 文夫(大分)

○国会対策委員長

田村 文吉(新潟)



昭和三十四年三月二十日発行

北海道議会時報
(第十一卷第三號)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

二月のメモ

- 1 〇南極観測越冬体制を確立し十四人の隊員指名。
〇ドレーパー米軍事援助調査団来日。
2 〇明年度予算案財政課長査定終る。(普通会計四百八十億一千二百十三万三千円、特別会計七十六億五千四百十五万九千円、計五百五十六億六千六百二十九万二千円)
3 〇金韓国外務次官、日本政府が在日朝鮮人の北鮮送還をやめない限り日韓会談再開に応じないと表明。
〇宗谷丸氷海から脱出。
4 〇ド調査部長、岸首相と会談、援助削減を表明。
5 〇白山丸、第六次樺太引揚者百七十二人乗せて小樽港に入港。
6 〇閣議で国際捕鯨条約脱退を決定。
7 〇第十回札幌雪まつり開幕。
〇自民党道知事候補町村氏、知事選にのぞむ公約を発表。
8 〇ソ連、中国に対する総額五十億ルーブルの新経済援助協定に調印。
9 〇中山中労委会長、王子労使に労組員処分問題で中央交渉開くよう勧告。
〇道教委、教育長に尾見録次郎氏を正式発令。
〇モスクワ放送、ソ連ビ大帝湾など三水域を禁漁区に指定したと発表。
10 〇洞爺丸事件に「過失」の最終裁決。
11 〇皇太子のご結婚式四月十日に閣議で正式決定。
12 〇閣議で第三次南極越冬を実施することを決定。
〇舟木道議、無所属に会派異動届を提出。
〇道総合開発委員会設立十周年記念式行わる。
13 〇道立速峰高校焼く。
〇三十三年度日本学士院恩賜賞、院賞受賞者決まる。(恩賜賞、今井功、学士院賞村田治郎らの共同研究「居備関」など七件)
14 〇韓国閣議で北鮮帰還をあらゆる手段で阻止することを決定。
〇赤十字国際委、自由意思による北鮮帰還を援助すると表明。
〇閣議で在日朝鮮人の北鮮帰還希望者を帰還させることを決定。
〇道、未開発低品位炭活用の企業化試案を発表。
15 〇韓国政府、日韓問題に国連の介入を要請すると声明。
〇日赤、赤十字国際委に北鮮帰還についてあつせん依頼を打電。
〇国際赤十字、人道主義の立場から北鮮帰還を援助すると表明。
〇岩見沢西高校焼く。
〇栗山雨煙別中学校焼く。
16 〇日教組第二十四臨時大会開く、勤評斗争の進め方について協議。
〇三十四年度予算案決る。(普通会計五百二十八億四千百四十万四千円、特別会

- 17 計八十一億七千六百四十七万一千円、計六百十億一千七百五十七万五千円)
〇四月十日を休日とすることに閣議で決定。
〇日教組臨時大会で神奈川方式を勤評斗争の足がかりにすることに決定。
18 〇三十三年度補正予算案衆院通過。
〇日銀政策委、十九日から公定歩合一厘引下げを実施すると発表。
〇労働問題懇談会、ILO条約を批准せよと答申。
19 〇道警、三十三年中の少年犯罪の発生状況を発表。
〇ナツシュ、ニュージーランド首相来日。
〇外務省、赤十字国際委に韓国抑留漁夫釈放の仲介を依頼。
〇自民、最賃法案の採決強行し国会審議ストップ。
20 〇韓国議院、北鮮帰還問題を赤十字国際委で争うことを決議。
〇政府は閣議でILO条約の批准方針を決定。
〇国会審議空転続く。
〇閣議で道路整備五カ年計画決定。
〇江別高校焼く。
〇尾見教育長着任。
21 〇マ英首相訪ソ。
〇八雲中学校三教室焼く。
〇住友歌志内鉱ガス爆発で十四人死亡。
〇第十四回国体スキー大会開幕。(山形県)
〇積丹町リコール問題解決。
22 〇ロングブリー事件に禁錮一年六カ月を求刑。
23 〇フソ連首相、独問題についての四大国外相会議の開催を拒否する演説。
〇国会審議ようやく軌道にのる。
24 〇自民党七役会議で石炭手当増額を今国会に提案することを決定。
〇道、道内市町村行政水準の現状を発表。
〇第十四回国体スキー大会、本道優勝し閉幕。
25 〇北大附属病院旧館外来棟焼く。
〇釧路工業高校半焼。
〇第一回定例道議会開く。
〇三十三年度芸術院恩賜賞院賞受賞者決まる。(恩賜賞故木村莊八、芸術院賞加藤栄三外十一氏)
26 〇最賃法案、衆院通過。
〇都道府県教育協議会で全国の勤評方式を先に決定した同協議会試案に近づけることを確認。
27 〇自治庁、地方公務員の汚職事件続発で各地方団体に警告通達。
〇藤山外相、李ライン問題解決に安保理提訴考えていると表明。
〇木糖会社発起人会開く。
〇日本、ユーゴ通商航海条約調印。
〇三十三年度特別交付税配分決る。